

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年6月9日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

## 専決第3号

### 損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和5年3月23日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

#### 1 相手方

京都市伏見区羽束師在住の者

#### 2 事故の概要

令和5年2月15日午前9時30分頃、公用車が長岡京市奥海印寺谷田付近の市道第1020号線を北に向かって進行中、丁字路の交差点を通過する際に相手方軽自動車と衝突したものである。公用車の右前方と軽自動車の左前方が衝突し、それぞれが破損した。なお、怪我をした者はなかった。

#### 3 損害賠償の額

46,810円